

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税8) 法人住民税、法人事業税(地方税4)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設】【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 -
			《要望の内容》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
			《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第10号
5	担当部局		厚生労働省保険局国民健康保険課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月          分析対象期間: -
7	創設年度及び改正経緯		-
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
			《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「社会保険診療報酬支払基金について、(略)業務効率化の範囲内を基本として、国保連等とともに保険者等のビッグデータの利活用の支援など、質が高く効果的なサービス提供に寄与するよう取組を進める」、「健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関

			<p>や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健康管理にも役立てる「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度(平成32年度)の本格運用開始を目指す」とこととされている。</p> <p>また、平成29年7月に策定された「支払基金業務効率化・高度化計画・改革工程表」(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)において、「国民健康保険団体連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組みを進める」とこととされており、これに基づき、審査業務のさらなる高度化・効率化に取り組むための原資を、柔軟かつ迅速に調達する必要がある。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>-</p> <p>※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用数の将来の推計を記載することは困難</p>
		② 適用額	<p>-</p> <p>※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用額の将来の推計を記載することは困難</p>
		③ 減収額	<p>-</p> <p>※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、減収額を記載することは困難</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備されること</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備される。</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-